

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (208)	建設局における施設別(連結)財務情報について	<p>局が所管する施設のうち、公園、動物園、水族園、植物園、霊園・葬儀所、及び駐車場などの施設については、各施設の運営方針や利用者の状況などによって資産や収入・行政費用の発生態様が大きく変化することから、それぞれの施設単位で、資産や収入・行政コストのPDCAサイクル管理が重要となる。</p> <p>ところが、建設局では、一定の制約があることを理由として施設別の財務情報を作成できないとして、施設別財務情報の作成・開示を行っていない。</p> <p>施設別の財務情報を一元化せずに行われる施設運営は、その効率性・有効性が不明なだけでなく、施設別財務情報が公開されていないこと自体が都民に対し理解を得るための情報開示としては不十分である。</p> <p>建設局は、公共施設管理の適切なPDCAサイクルを構築するために、また都民に対しより広く理解を得るための情報開示を行うべく、施設別の財務情報を作成し、これらの目的に活用されたい。</p>	<p>平成29年5月に「事業別連結・施設別財務等情報作成検討会」を立ち上げ、建設局・各監理団体の財務情報の整理、課題の整理、検討を行っている。</p> <p>平成29年度末時点では、①財務情報作成に向けた検討方針、②事業別・施設別財務情報作成の手順書、③按分対象勘定科目整理表を作成した。</p> <p>また、総務省から示されている都道府県とその関連団体を連結した連結財務書類の作成に関する統一的な財務書類等の作成基準(以下、「統一的な基準」という。)に基づき、都も監理団体等との連結財務書類を作成することとなった。平成30年12月現在、平成29年度決算における監理団体との相殺取引の把握等を行い、連結財務書類作成のための情報を整理している。</p> <p>今後は、統一的な基準を勘案した施設別財務等情報を取りまとめる際の課題整理も含め、東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図った上で試行を行い、適時適切に作成及び開示をしていく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-4 (229)	用地取得に係る進捗情報の発信について	<p>用地取得の進捗情報の開示については、国土交通省から各地方整備局長宛て通達(「事業認定等に関する適期申請等について」)が発出されており、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」の項目を公表することが求められている。</p> <p>この通達は、国土交通省の直轄事業が対象であり、都の公共事業に直ちに適用されるわけではないが、神奈川県や千葉県など他県では、上記項目について用地取得の進捗情報をホームページで公表している。</p> <p>しかしながら、建設局の公表項目は「事業箇所」、「事業区間」、「延長」、「事業認可取得」、「取得率」にとどまっている。</p> <p>用地取得は地域住民の理解を基に進められているため、その説明責任の観点からは詳細な情報開示を積極的に行う必要があること、また情報開示によって、事業実施者である建設局自身に適切な進捗管理を促すことから、建設局は、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「用地取得に係る現在の状況と今後の方針(事業認定申請手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策等)」の項目についても適時かつ適切に情報開示をされたい。</p>	<p>平成29年度には関係部署と調整し、都民から事業に対する理解と協力を得られるよう、原則として現在事業中の全箇所について情報を公開するという考え方にに基づき、追加掲載路線の検討を行い、平成30年度には公表路線の平成30年4月1日時点進捗状況一覧(公表用ファイル)を作成し、ホームページの更新を9月末に完了した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (244)	道路整備及び河川整備などの事業情報の発信について	<p>道路整備事業情報は、主に道路整備着手前と道路整備完了後の2回しか発信されていないが、長期大規模な道路整備に関しては、総事業費に大きな乖離が生じていることが通常であることから、それぞれの道路整備が計画どおりに進捗しているのか、総事業費の変化はどの程度かなど、定期的な進捗情報に対するニーズは生じている。</p> <p>また、河川整備の一部は、事業を実施した後の効果について、パンフレットなどを使用して都民に周知している場合もあるが、このような冊子による情報を受け取ることができる都民は限定的であり、広範な事業情報の発信とはなっていない。</p> <p>建設局による情報発信の仕組みは、不統一な部分が多く存在し、また発信している内容も不十分な部分が多く存在すること、また、用地取得以外の事業については、情報発信に関する一定の目安となるルールも存在しないことから、都民に対する説明責任を十分に果たすために、情報発信のあり方、すなわち情報開示の内容、範囲及びタイミングなど様々な観点から再検討し、適切な情報発信体制を構築することとされたい。</p>	<p>【局における取組】</p> <p>ホームページの運用管理体制を構築し「見やすく、わかりやすいHP」づくりを実現するため、目的、サイト構造、管理方法等について下記のような取組や検討を進め、「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局ホームページにおける古い情報の掲載やリンク切れ等の把握・更新(修正)を行った。今後も随時対応する。</li> <li>・局ホームページにおける体系と各項目の構成を再検証し、具体的な項目の構成及び記載内容について局内で検討している。</li> </ul> <p>【各事業部における取組】</p> <p>「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」に則り、適切に掲載していく。平成30年度は掲載する事項の詳細について検討している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-6 (253)	ホームページ更新に係る諸問題について	<p>都民に対する説明責任の観点から監査手続を実施した結果、建設局のホームページ更新に関して次の問題事項が検出された。これらの問題事項を分類すると、①適時な情報の更新がなされていないケース②計画と実績が容易に比較できないケース③情報の比較が容易に行えないケースの3つに分類される。</p> <p>まず①適時な情報の更新がなされていないケースでは、東京都駐車場条例に係る告示の情報が東京都条例規集上未更新である点、さらには必要なリンクが適切に設定されていないなどの問題が検出された。</p> <p>次に②計画と実績が容易に比較できないケースでは、ある事業の計画情報と実績情報の掲出タイミングが異なるため、計画と実績とを容易に比較できないことが判明した。</p> <p>③情報の比較が容易に行えないケースでは、建設事務所が発信している情報には量・質ともに事務所による差があり、情報の比較可能性が担保されていない点が発出された。</p> <p>いずれの事項も、都民に対する説明責任と密接に関係する問題であるため、局は、公開する情報の量・質、明瞭性や適時性などを適切に確保しない限り、都民に対する十分な説明責任を果たせていないことから、建設局は、ホームページ更新に係る諸問題を早急に解決するとともに、各種情報の発信・更新のあり方、ルールの策定及び運用体制の構築など、情報利用者の視点に立ったホームページの更新体制を構築されたい。</p>	<p>ホームページの運用管理体制を構築し「見やすく、わかりやすいHP」づくりを実現するため、目的、サイト構造、管理方法等について下記のような取組や検討を進め、「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局ホームページにおける古い情報の掲載やリンク切れ等の把握・更新(修正)を行った。今後も随時対応する。</li> <li>・局ホームページにおける体系と各項目の構成を再検証し、具体的な項目の構成及び記載内容について局内で検討している。</li> </ul>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-7 (254)	道路に係る防災対策情報の発信体制の見直しについて	国土交通省関東地方整備局の情報によると、都内の立体交差点（アンダーパス）の冠水箇所は133か所も存在することであるが、建設局のホームページからは当該情報を入手することができない。 建設局は、都民の安全性等の観点から、発信すべき道路防災対策の情報を整理するとともに、道路管理者としての適切な情報発信体制を構築されたい。	道路防災対策情報を整理し、新たに追加発信する情報を検討した上で、平成29年9月末にアンダーパス部の道路冠水注意箇所マップをホームページ上で発信した。	改善済
意見	4-8 (255)	外国人に対する情報提供の見直しについて	建設局の英語版ホームページでは、各事業の説明はあるものの、ソフト対策として掲げている浸水予想区域図や水防災総合情報システムでの降雨量や河川水位情報などの公表は、日本語版でしか存在しない。 都内在住の外国人人口や都への外国人観光客が増加傾向にあることから、建設局は、安全性等の観点から、日本語が理解できない外国人に対しても、積極的な情報提供ができるような情報発信体制を再構築されたい。	水防災総合情報システムについては、平成30年度にシステム改修を完了させ、外国人に対し情報提供ができる情報発信体制を整備する。 浸水予想区域図については、現在進めている更新に合わせ、英語版を作成している。 局ホームページの見直しと併せて、浸水予想区域図等の防災情報について外国人の方が必要な情報を入手しやすいように、平成30年度末からホームページに掲載していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	5-1 (258)	指定管理者の情報セキュリティ体制に対する建設局の確認の拡充について	建設局は、指定管理者に対して、その募集要項や仕様書において、「個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる」ことを求めているが、指定管理者を選定する前に当該措置を講じるための体制が構築されているか否か確認していない。 仮に情報セキュリティ体制に不備がある相手方を指定管理者として選定した場合、それは個人情報の漏えいリスクを請け負うこととなることから、建設局は、指定管理者選定前にプライバシーマークやISO27001の取得を確認するなどして当該体制を評価するとともに、選定後も当該体制が適切に運用されていることを十分に確認されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の選定時に適切な情報セキュリティ体制が確保されているか確認を行うことについて、平成29年9月28日付29建総経第609号「指定管理者の情報セキュリティ体制に対する確認の拡充について（依頼）」を指定管理者所管部に発出した。</li> <li>平成29年度の指定管理者選定時から情報セキュリティ体制に関するチェックシートを提出させ、選定前の確認を実施した。</li> <li>平成29年度は葛西臨海公園の選定が実施されたため、チェックシートを活用し、確認を行った。</li> <li>現指定管理者に対しても年度評価時点において、セキュリティ体制が適切に運用されているかアンケート形式等で確認することで、適宜適切に指導していく。</li> </ul>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	5-1 (260)	セキュリティを考慮したシステム開発の必要性について	<p>動物園協会では、動物園・水族園からお知らせイベント等の情報を提供する目的で「東京ズーネット」というホームページを管理運営しているが、平成28年7月7日に、外部からの不正アクセスを受けて個人情報を流出させてしまった。この原因となったホームページ上の脆弱性は、システム関連の業界では既知の攻撃手法であった。</p> <p>「東京ズーネット」は、その開発・保守・運用を外部の民間事業者に委託しているが、動物園協会において、①システム開発手順が適切に規程化されていなかったため、情報セキュリティを考慮した開発が外部委託先においてなされなかったこと、また、②外部委託先に対してセキュリティに関する情報の提供や収集を依頼していないため、システム稼働後も情報セキュリティの対策がなされていなかったことが大きな原因である。</p> <p>動物園協会は、システム上の脆弱性など情報セキュリティに関する情報を外部委託先と共有するとともに、セキュリティを考慮したシステム開発が外部委託先において行われるようセキュリティ体制を構築し、今後必要に応じ、セキュリティを考慮したシステムを開発し、もって不正アクセス及び個人情報の流出事故の再発防止を徹底されたい。</p>	<p>平成28年10月31日までに「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」及び「ホームページなどの制作、運営及び保守にかかる特記仕様書」の遵守を明示した契約を締結するとともに、ホスティングやセキュリティサービスに関するサービス基準についても文書にて定め、また、ウェブ診断やWAF及びIPS/IDSの導入、独立行政法人情報処理推進機構のガイドラインを遵守した改修を実施した。</p> <p>その後も、業務管理及びシステムの両面から情報セキュリティ体制を維持し、WAF及びIPS/IDSのレポートを毎月確認するとともに、定期的なウェブ診断を実施し、個人情報漏洩や不正アクセス事故の再発防止体制の徹底を継続している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	5-2 (261)	動物園協会におけるセキュリティ診断の網羅性について	<p>動物園協会では建設局の推奨を受け、無償のセキュリティ診断を定期的実施していたが、これはホームページ全てを対象としたものではなく、無作為に抽出された一部のみを対象にしたものである。その結果、脆弱性が残存するページが見落とされたため、外部からの不正アクセスによって情報流出を招いたと言わざるを得ない。今後は、例えば、外部からの攻撃が懸念されるサーバについては、リスクの程度に応じた診断の頻度や対象を検討し決定した上で、セキュリティ診断を定期的かつ網羅的に実施されたい。</p>	<p>平成28年10月31日までに全ファイルの診断を完了し、改修を施し、脆弱性を徹底的に除去した。独立行政法人情報処理推進機構のiLogScannerによる検査も実施した。</p> <p>その後も定期的なウェブ診断を継続することにより、個人情報漏えいや不正アクセス事故の再発防止を徹底し、安全なウェブサイト運用を継続している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	5-2 (262)	動物園協会における定期的な自己点検の必要性について	動物園協会の「セキュリティ対策指針」には情報システムに関する自己点検を実施することが定められているが、これを実施する頻度が定められていない。しかも、実務上、これを年1回程度実施するというところであるが、平成26年3月31日に情報機器の総入れ替えを行ったため、平成25年度及び平成26年度には実施せず、平成27年度に実施している。今後は、自己点検の内容とそれに対する点検の頻度、点検体制、点検結果に対応する改善手続などを整備し、これを着実に実施されたい。	東京動物園協会「情報セキュリティ対策基準」に基づき「協会安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」を平成29年10月1日に策定した。ガイドラインには自己点検の内容、頻度、点検体制、結果に対応する改善手続を記載した。そこで自己点検の頻度は半年に一度実施が望ましいことを定めた。 自己点検については、平成29年度は2回実施した。1回目の結果に基づき情報セキュリティ研修、標的型メール訓練を実施し、1回目と2回目の結果に基づきリスク評価を行い、改善策を取りまとめ、平成30年度の情報セキュリティ対策及び活動計画を策定した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	5-3 (263)	動物園協会における個人情報管理の定期的実施の必要性について	動物園協会は、平成25年度から平成26年度の間、顧客に係る個人情報の調査を実施していなかった。 不注意等により個人情報が流出した時に、その流出の経路・原因を早期に特定していなければ更なる被害拡大も懸念されることから、動物園協会は、法人内の「誰が」「どこに」「どのような情報」を管理しているのかを調査し、これを「見える化」するよう、引き続き定期的な個人情報調査を確実に実施されたい。	平成29年度に、情報資産（個人情報）の定義、調査方法及び管理方法を確立し、保有個人情報について周知及び点検を実施するとともに、各係の保有個人情報をエクセルの一覧表にして台帳を作成した。 また、平成29年6月に「個人情報保護に関する規程」を改正し、保有個人情報取扱事務の届出様式を定め、個人情報の取扱を開始・変更・廃止する場合は総務課長に届出をすることにより、情報の一元管理（見える化）を行った。 平成30年3月には、協会全体で「個人情報整理月間」として、各部署が保有する個人情報の総点検を実施した。この取組は、今後も継続して毎年3月に実施し、厳格な個人情報管理に努める。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-4 (264)	道路整備保全 公社における 定期駐車場顧 客情報の削除 の徹底につい て	<p>道路整備保全公社は、駐車場定期契約者管理システムによって、定期駐車場に係る顧客情報や契約情報の管理、定期料金の請求や入金管理などを管理している。</p> <p>このシステム上の顧客情報は、顧客が利用を停止してから7年後に手作業によって削除することとしているが、システムによる自動削除機能が設けられていないこと、手作業による削除には作業手順が明文化されていないことから、削除の対象や手順を誤り、結果として個人情報流出のリスクも懸念される。</p> <p>しかも、その利用停止から7年間も個人情報を保存するという事は、それだけ個人情報流出リスクも長い期間負うことになる。</p> <p>道路整備保全公社は、個人情報を確実に削除する方法を明文化するとともに、これを適時かつ適切に運用されたい。</p> <p>また、この削除対象7年ルールについても、個人情報流出リスクを勘案して、道路整備保全公社として適切に再検討することとされたい。</p>	<p>契約者情報の保存期間を解約から3年とし、システムの改修を図るとともに、情報の取扱いや運用方法を定めた「駐車場定期契約者管理システム 情報セキュリティ実施手順」を策定した。</p> <p>なお、初回は削除対象者が多いため、内容を確認の上平成30年3月下旬に実施した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-5 (265)	センターの サーバ室の見 直しについて	<p>東京都土木技術支援・人材育成センターのサーバ室には地盤情報システムのサーバやネットワーク機器など重要な情報機器が管理されている。このサーバ室は、常時施錠されており、また入退室管理台帳も整備運用されているが、庁舎の案内図にサーバ室の位置が明確に示されている。センターには部外者が比較的自由に出入りする機会が多いことから、建設局は、情報セキュリティの観点から、サーバ室を部外者が近づけない場所に設置するとともに、部外者がサーバ室の場所を特定することができないよう、庁舎案内図からサーバ室の位置を削除することとされたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に、庁舎案内図のサーバ室(案内図の表記はSV室)の記載を削除した。</li> <li>平成29年5月に、隣室(地盤情報室)からの入口扉に鍵を設置した。</li> </ol>	改善済
指摘	5-3 (266)	動物園協会に おける情報機 器管理の徹底 について	<p>動物園協会では、ルーターなどの情報機器が執務室内の棚に、物理セキュリティ対策が講じられることなく設置されているため、破損や外部侵入者からの不正アクセスなどに繋がる可能性がある。</p> <p>したがって、動物園協会は、これらのリスクを低減し安全性を高めるために、情報機器を収納し、かつ施錠管理できるスチール製の収納ボックスなどで、情報機器の現物を管理することを徹底されたい。</p>	<p>平成29年1月10日にネットワーク機器専用のスチール製ラックを設置し、情報機器類は施錠管理できるラック内に収納した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	5-6 (268)	レスキュー・ナビゲーションシステムの計画的な開発・活用・更新について	<p>レスキュー・ナビゲーションシステムは、被災時に、現場の状況を携帯電話等により情報収集することで、建設局と各建設事務所間、現場と建設事務所間で迅速な情報共有ができることを目指したシステムである。このシステムは、従来はフィーチャーフォンでしか利用できなかったが、より高機能で利便性の高いスマートフォン用のアプリを平成26年度に開発し、現在はフィーチャーフォンとスマートフォンのアプリとの双方の利用が可能となった。</p> <p>しかしながら、道路管理部では、フィーチャーフォンに比べてスマートフォンが1割程度の設置であるため、実際に災害が発生した場合、台数の多いフィーチャーフォンのアプリを利用せざるを得ず、台数の少ないスマートフォンのアプリは、より高機能にもかかわらず、有効利用することができない。道路管理部の説明によれば、スマートフォンの全面的な導入計画は予算部局との調整が整わなかったため、フィーチャーフォンの更新時に切り替わることとなったとのことである。</p> <p>また、フィーチャーフォンとスマートフォンのアプリは別々のアプリであることから、機能追加費用が二重に発生する可能性がある。</p> <p>したがって、建設局は、機能追加費用が二重に発生しないよう、フィーチャーフォンのスマートフォン化を進めることとされたい。</p>	平成29年度内に全てのフィーチャーフォンをスマートフォン化済である。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	5-7 (271)	地理情報システムの計画的な開発・活用・更新について	<p>地理情報システムは、サーバ機器からGISソフトまでの一式を5年間の総額2,700万円で借り受け、平成28年3月に稼働を開始した。また、当該システムの年間保守運用費用は340万円を見込んでいる。</p> <p>しかしながら、開発時の導入目的である建設局内での地理情報の一元化は現時点では未達成、一元化に向けたロードマップも作成されていない。しかも、建設局内の各部署が保有する地理情報の棚卸が一部にとどまっており、どの部署がどのような地理情報を保有しているのかも精査されていない。</p> <p>また、地方自治体の都市計画部門や資産管理部門など、複数の部署が保有しているデータを共用できる形で整備していく庁内横断的なシステムは「統合型GIS」と呼ばれている。この統合型GISを導入している地方自治体も複数存在しているが、建設局では、局内での利用しか想定しておらず、このような「統合型GIS」の検討はしていない。</p> <p>この点、システム導入によるメリット・デメリットを十分に検討した上で導入すべきところ、建設局ではこれを実施していないため、システム導入に係る一連の事前検討・評価が不十分であった。</p> <p>したがって、建設局は、今後新たなシステムを導入する際には慎重に検討を行うこととし、また、既に導入した地理情報システムは、将来的な必要性を勘案しながら、建設局内の地理情報の棚卸を十分に行った上で、地理情報システムに統合すべき地理情報と単独で管理する地理情報の検討を行い、経済的かつ有効的・効率的な観点から地理情報システムを活用すべく、局内情報の段階的な一元管理化に向けたロードマップを策定するとともに、局外の地理情報についても、局外と連携して地理情報システムを一元的に活用することも検討されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>局内の地理情報の活用 平成29年度は、局内の共有可能な地理情報の調査を行い、また年度末に利活用方針の策定・局内への周知を実施した。これに基づき、地理情報システムへの登録が適切か精査を行い、25の情報について登録を行った。更なる情報登録に向けて、関係部署と調整を図っていく。</li> <li>局外との連携 平成28年度末に都市整備局が保有する都市計画情報データをシステムへ登録した。平成30年度末には主税局とも連携する。各局の保有する地理情報の共同利用の取組を総務局主導で進めており、局外の地理情報を本システムへ登録可能か検討していく。</li> <li>システム導入時の検討体制 今後、局で新たなシステムを導入する際は、管理職で構成される会議で報告し、検討していく。</li> </ol>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-8 (274)	都立公園ガイドシステム変更時の検討について	<p>建設局では、恩賜上野動物園及び浜離宮恩賜庭園の現地でのガイドサービスとして、平成18年度から平成27年度は「ユビキタスサービス」という貸出端末の提供を、また平成28年度からは「Tokyo Parks Navi」というスマートデバイス用アプリの提供を実施している。</p> <p>「ユビキタスサービス」については、整備・運用費用の合計が約11億円、貸出数の合計が約45万3千件であった。一方、「Tokyo Parks Navi」については、整備・運用費用の合計が約3千万円、アプリダウンロード数の合計が約1万件である。</p> <p>平成28年度に実施した「ユビキタスサービス」から「Tokyo Parks Navi」へのシステム移行は、従来までの公園ガイド内容を維持しつつ、汎用性・利便性をより向上させる目的で実施したものであるが、建設局として過去の事業評価を適切に行わずしてシステム移行を行っている。</p> <p>システムの移行に際しては、建設局は、現行システムへの改良を加えた上での新サービスへの移行、あるいはガイドサービス自体の廃止を含め、適切な検討を行うことが必要であったことから、建設局は新システムについての計画(Plan)、評価(Check)、改善計画ないし利用推進計画(Action)の策定を適切に実施する体制を構築された。</p>	<p>平成29年度は公園管理部等関係部署による新システムについての計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善計画ないし利用推進計画(Action)の策定を適切に実施するため検討会を立ち上げた。六義園、葛西臨海水族園の拡張時には、検討会での改善事項を元に、アプリダウンロード時に使用方法が表示されることやトップ画面を見やすくする工夫、各園メニューの表示方法を変更するなど、システム内容を改善した。</p> <p>平成30年度は四半期ごとに検討会を開催し、利用者増加等を目指したシステム改善内容の検討を行っている。</p> <p>今後もシステムの利用状況を分析し、検証を行い、利用者の増加やより使いやすいアプリへの改善につなげるための取組を行いながら、事業を進めていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-1 (283)	入札・契約案件に対する調査制度の拡充への取組について	<p>建設局の入札・契約案件に対する事後的な調査制度は、低入札価格調査制度のみが整備されているにとどまり、最低制限価格近似値や高落札率といった入札・契約案件を対象としていない。</p> <p>建設局は、都政を担う大規模なインフラを整備・管理しており、多くの事務所や本庁において建設工事など多くの契約案件を抱えていることから、契約行為に係る不正の機会が多く存在する。この点、建設局は、入札・契約に係る不正防止や信頼性確保の観点から、最低制限価格近似値や高落札率の入札・契約案件に対して、事後的な調査制度を構築するために関係部署に対し積極的な働きかけや協議を行うこととされた。</p>	<p>積算基準の公表や局(所)契約案件の予定価格の事前公表、また、最低制限価格の算定式の公表など、積算や入札の考え方を明らかにしており、最低制限価格付近の入札あるいは高落札率の事例があったとしても、透明性・公平性・競争性は確保されてきたと考える。</p> <p>また、入札契約制度改革における、高価格帯案件の予定価格の事後公表化により、高落札率案件の割合が減少し、入札監視委員会の機能も強化され、高落札率案件など事由別に事後的に調査する件数を大幅に増加させるなど、契約手続の透明性や公平性、競争性の向上が図られている。</p> <p>入札契約制度は不断の改革・改善が求められているため、こうした全庁的な取組を踏まえ、財務局と意見交換を行いつつ、適切な制度運用が図られるよう努めた。</p>	改善済



平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	6-2 (287)	特命随意契約による発注方法等の見直しについて	<p>特命随意契約理由として、その合理性に疑念を持った案件が3件、すなわち①放射第3号線交通量推計（第二建設事務所）、②隅田川中流部著名橋ライトアップ基本設計（第六建設事務所）及び③納骨袋の購入（東部公園緑地事務所）が検出された。</p> <p>これらの案件は、いずれも過去の関連する業務実績に着目して、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を根拠に特命随意契約を締結しているが、①は競争入札に付することが不利であるという合理的理由が明確に記載されていないこと、②は公平性・公正性・透明性の観点から、契約相手方の選定プロセスを工夫する余地があったこと、③は納骨袋という特殊な物品であったとしても、納骨袋の製造・販売業者が他にも広く一般に存在しており、同一の仕様をもって複数の業者に発注するなど競争性を確保した方法によって購入できた可能性があることから、特命理由書から特命理由の合理性を十分に読み取れない、又は競争入札に付することが不利であると必ずしも断言できない。</p> <p>特命随意契約は慎重に採用すべき例外的な契約手法であることから、建設局は、特命理由の合理性を明確に記載するとともに、これまで以上に競争性・公正性を十分に確保できるよう、特命随意契約による発注方法等について、案件ごとにその都度協議・検討した上で、入札・契約手続を進めるよう再徹底されたい。</p>	<p>これまで、特命随意契約については、起工の際や特命委員会等において、特命理由が妥当か十分に検討した上で各所において契約手続を進めてきたが、改めて、局内向けに、特命随意契約について、その適用に当たって十分に協議等を行うなど、慎重に契約手続を進める必要がある旨の通知を平成29年3月に行った。</p> <p>なお、「納骨袋の購入」は、平成29年1月以降、希望制指名競争入札により実施している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	6-1 (290)	緊急起工による工事発注体制の見直しについて	<p>「上野動物園仮設門整備準備工事（その2）」は、ジャイアントパンダの繁殖期を回避すると同時に、上野動物園仮設門の整備工事を完了させるという全体の工程の中で、9月中旬までに当該工事を完了させる必要があったが、設計・発注期間を確保しつつ、突発的な事態に対応するために緊急起工として取り扱った。</p> <p>建設局は、緊急起工の理由について、年度当初には当該工事について予算措置はされておらず、また、動物の行動変化等の不測の事態への対応方法が緊急起工以外に存在しなかったため、としているが、予算要求の段階でこの事態を想定し、反映していれば回避できたと考えられる。</p> <p>建設局は、工事に関する様々な危険性や可能性、制約をあらかじめ検討した上で予算要求し、緊急起工による工事発注を行うことなく、適時・適切な起工・契約を行うよう、工事発注体制を見直されたい。</p>	<p>動物行動への影響等に係る資料を部・所・指定管理者間で共有し、当該影響を踏まえた適切な工事計画を作成するとともに、それに基づく予算を措置することとし、予算の制約に起因した緊急起工の実施を回避することとした。</p> <p>平成29年度から引き続き、この資料を予算要求の各段階で活用することで、工事が動物に与える影響に配慮した予算要求を行っている。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-3(294)	契約後の追加手続の新設に向けた取組について	<p>建設局では都の定める基準に則り、東京都競争入札参加有資格者として審査・登録されている業者について、指名が制限される場合を除き、指名が可能なものについては入札参加者を積極的に指名することとしている。</p> <p>ここで、指名が制限される事項は、「経営状況が著しく不健全であるもの」とされている。具体的には、①有資格者が、その発行した手形もしくは小切手が不渡りになったとき②破産法第18条の規定により破産手続開始の申し立てを行ったとき③会社法第511条の規定により特別清算開始の申し立てを行ったとき④弁済期にある債務を弁済することができない状態又は経済活動を続行することが困難な状態を指すとされる。</p> <p>上記①から④のような「経営状況が著しく不健全であるもの」に該当しなければ、仮に入札業者の自己資本がマイナスに陥っている場合であっても指名する可能性があるとする現行の選定基準は、著しく問題である。このように、資金繰りが悪化している業者を選定し契約する場合、建設局は、局事業の継続性等の観点から、重大な工事契約の解除が発生しても工事が滞らぬよう、一定の基準を設けた上で、定期的に財務内容の確認や相手先へのヒアリングなどを行う仕組みを新設できるよう積極的に関係部署に対し働きかけや協議をすることとされた。</p>	<p>東京都では、2年に1回、東京都への入札参加資格の登録をしてもらうため経営状況も含め審査を行い、登録事業者の財務状況を確認している。</p> <p>成績評定制度の運用のほか、入札契約制度改革によって、低入札価格調査制度の厳格化等が図られるなど、品質確保、不良・不適格業者の排除の着実な実施のための取組は行われている。</p> <p>これらに加えて、他の自治体(道府県)の取組状況について情報収集するとともに、財務局と意見交換を行いながら、より適正な履行の確保、不良・不適格業者の排除に向けて取り組んだ。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-2(307)	安易な理由による特定(特命随意)契約の見直しについて	<p>道路整備保全公社及び動物園協会は、都の監理団体であることから、競争性・透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結は認められるべきものではない。しかしながら、人間ドックの実施委託及び健康診断業務の委託に関する契約は、安易な理由により、道路整備保全公社は直近10年間、動物園協会については少なくとも直近5年間、特定契約の方法によって契約の締結がなされていた。この点、道路整備保全公社では一定額以上の随意契約は、随意契約業者選定委員会において厳正な審査が行われるが、本契約金額は審査対象額に満たなかった。一方、動物園協会においては平成28年度から競争入札による方法に変更したものの、長期間に渡る特定契約による契約締結は、契約の競争性・透明性を確保するという観点からは問題である。</p> <p>したがって、道路整備保全公社及び動物園協会は、特定理由の妥当性を慎重に確認するなどして、契約の競争性・透明性を確保できる体制を構築されたい。</p>	<p>【道路整備保全公社】</p> <p>人間ドックの実施委託について、競争性・透明性の確保の観点から、特定契約の方法による契約締結を是正し、平成29年度契約から複数業者による競争契約とすることとした。今後も特定契約については、随意契約業者選定委員会等において、その妥当性を精査し、契約の競争性・透明性を確保していく。</p> <p>【動物園協会】</p> <p>契約の競争性・透明性の確保の観点から、動物園協会における人間ドックの実施委託及び健康診断業務の委託については、平成28年度から入札による契約に変更済みである。契約の競争性・透明性を確保するべく、特定案件とするかどうかについて判断する場合は、指名業者等選定委員会において、より慎重に特定理由の妥当性を確認している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-4 (309)	道路整備保全公社のs-parkシステムの保守作業委託費用の内訳のうち、「エンジニア作業対応」及び「社内作業対応」は、年間発生するであろう保守作業の見込み時間から算定されている。そこで、平成25年から27年の見積もり作業工数を確認したところ、3年間で作業工数の変更はなかったが、これら「エンジニア作業対応」や「社内作業対応」の工数に影響するであろう、直近3年の障害の発生状況は非常に少なく、システムは安定稼働しているため、障害対応として稼働した実績は少ないと想定される。したがって、道路整備保全公社は、毎年度の障害頻度や保守委託先の作業者の稼働状況を把握したうえで、効率性の観点から、今後の保守費用の見積もりを適切に見直すこととされたい。	s-parkシステムは、機能拡張を繰り返してきたことによりサーバ構成等が複雑化し、保守費用が増大してきた。そのため、システム構成及び保守作業に関する検討を行い、新システム導入の方針を決定した。方針に基づき平成29年2月に実施した企画コンペにより新たな委託先事業者を選定し、平成29年4～7月にかけて新システムを構築の上、平成29年7月下旬にサイトを全面リニューアルし公開した。サーバを自社所有からクラウドサービスに移行するなどコストの削減に努め、保守委託費を年間で約1,500万円減とし、概ね3分の1とした。新システム移行後も定期的に保守内容等を精査していく。	改善済	

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-3 (317)	予定価格を超える契約の締結について	動物園協会の平成27年度における契約台帳を閲覧したところ、落札率が100%を超える契約が2件検出された。このうち、「上野動物園ゴリラ舎前パーゴラ塗装補修工事契約」については、契約台帳に誤った金額を記載してしまったのみであり、契約手続上の問題は存在しなかった。一方、「上野動物園両生爬虫類館国産両生類検査循環ろ過装置設置委託契約」については、見積金額が予定価格を上回っていたにもかかわらず、担当者のチェック漏れにより予定価格を上回った金額で契約を締結していた。予定価格は、競争入札における公正性を確保するために重要な意義を有するものであり、予定価格の制限範囲を超えることは競争入札における公正性を害することになりかねない。したがって、今後は、見積金額が予定価格の制限の範囲を上回ることのないよう、見積金額と予定価格のチェックをより一層慎重に行うこととされたい。	平成28年12月より、担当者と決裁者によるチェックだけでなく、第三者のチェックも行うこととし、契約に関する起案文書の協議欄にチェック者の決裁欄を設け、チェックの証跡としている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-5 (320)	飼料の一括調達について	<p>動物園(上野、多摩、井の頭)の飼料については、動物園協会が指定管理者制度に基づく施設の管理運営の一環として購入しているが、現在、個々の動物園が単独で発注しており、3園一括による調達を行っていない理由を、動物の特性、購入先との距離、購入先の規模など課題が多いことにあるとしている。</p> <p>しかしながら、全てを一括調達することは無理としても、現状でも同一業者が複数の動物園から同種類の飼料を別々に受注している場合が存在すること、一括調達を行うことによって規模の経済性原理が働く可能性があること、あるいは競争原理が働く可能性もあることから、動物園協会は、経済性・効率性の観点から、可能な限り、飼料の一括調達を行う仕組み作りを図られたい。</p>	<p>経済性・効率性の観点から、一括見積・契約が可能な案件を精査した上で、一括見積・契約を実施していくこととした。</p> <p>それに従い、平成29年9月に、平成29年10月から平成30年3月を期間とする上野、多摩のウサギの購入と木の葉つきの枝の購入について、一括見積・契約を行い、平成30年3月にも平成30年4月から平成30年9月を期間とする契約を同様の方法で行った。今後ともこの方法で継続する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-6 (332)	契約制度の見直しについて	<p>都と公園協会が採用する契約制度において、都においては予定価格30万円未満であれば「少額契約」が可能であるのに対して、公園協会においては、予定価格が50万円未満であれば「少額契約」として発注することが可能であり、乖離が見受けられる。また、公園協会では独自の制度として110万円(又は80万円)未満の工事であれば特約店に発注することが可能となる「緊急契約(特約店方式)」を採用しており、都の契約制度と乖離が見受けられる。そして、「緊急契約(特約店方式)」も一者(単数)の見積書の徴収で足りるという点で、「少額契約」に類似した契約方式であると言える。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東京都監理団体指導監督基準第5において少額契約が一者(単数)の見積書の徴収で足りるとされたのは、金額が僅少な契約にまで複数の見積書を徴収することを費くと、事務処理が煩雑となりかえって不経済となることを考慮したものである。</p> <p>もちろん、「少額」の基準設定は監理団体の自律的な判断にゆだねられていることから、現行の範囲が社会通念上合理的な範囲内であると解釈する余地はあるが、都の行政を代行又は支援補完する監理団体である公園協会の立場からすると、現行の「緊急契約(特約店方式)」は110万円(又は80万円)までの単数見積りが許容されることとなり、都の契約制度と比べて競争性・公正性の確保という観点から問題がある。</p> <p>したがって、公園協会は、監理団体として確保すべき契約の競争性・公正性が担保されるよう、契約制度を見直されたい。</p> <p>また、道路整備保全公社においては、このような契約手法を採用していないが、動物園協会は、公園協会と類似した契約方式「緊急契約(指定店方式)」を採用していることから、競争性・公正性が実質的に担保されるよう現行の契約制度を見直されたい。</p>	<p>【公園協会】</p> <p>平成29年3月に契約制度の見直しを行う旨の通知文を發出し、職員との意見交換や技術者実務研修、技術者会議・維持担当係長会議等の場において、公園協会の契約制度や公正性および競争性の確保の重要性、制度見直しの必要性、それらを受けた新たな公募制度に関する研修および説明を行った。</p> <p>平成30年1月に、特約店「一般特約店・造園土木業種」の公募を実施し、91社と特約店契約を行った。平成30年度より、新たな公募制度で選定を行った特約店に発注をしている。他の業種においても、平成30年度以降、公募を実施する。</p> <p>季節的変動による影響が予測可能な案件について、集約し、競争性を担保した適切な契約方法で発注した。</p> <p>【動物園協会】</p> <p>平成29年度に公募制度を構築し、平成30年度の指定店選定を行うため、平成30年1月に公募開始、業務成績等を踏まえ指名業者等選定委員会で平成30年3月に決定、平成30年度4月から実施している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	6-4 (337)	分割発注の防止について	公園協会は、多くの緊急契約（特約店方式）及び少額契約による契約方式で業務等を発注しているが、合理的な理由がなく業務を分割した上で、発注しているケースが散見される。 公園協会は、都の監理団体として、契約の競争性・公正性を確保すべき立場にあることから、業務の発注に当たり、単数見積処理を行うために安易に契約を分割することのないよう契約の事務処理対処を見直し、徹底した分割発注の防止体制を構築されたい。	分割発注の防止体制の構築を行うため、契約方法の適切な運用を図ることとした。そのため、通知文を発出（平成29年3月）し、以下のとおり研修を実施した。 1 係長対象 8回（133名） 内容・公園協会における契約制度 ・起案書の作成 2 担当者対象 5回（128名） 内容・公園協会における契約制度及び契約案件に関する手引き ・起案書の作成 研修の結果、季節の影響が予測可能な案件について、内容を精査、集約し、計画的に発注した。 特約店方式の発注は、分割発注ではないことを確認した上で行っている。 財政課と技術管理課は、平成30年6月末に第1四半期発注分の内容を確認した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-1 (345)	道路占用料に係る徴収方法の工夫や改善について	建設局は、道路占用料について、債権管理を適切に実施し、もって効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行できるよう「道路占用料債権管理マニュアル」を策定しているが、交渉記録簿を閲覧した結果、より迅速な督促を行う必要があると認められる案件、滞納者との接触頻度を増やすための対策を講じる余地のある案件、地道な催告活動の実施方法を改善する余地のある案件が検出された。 いずれの案件も、徴収方法の工夫や改善を行うことで一定の解決を図ることができた可能性が存在することから、建設局は、同様の案件が発生しないように、自ら策定したマニュアル等に従って、効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行し、もって適切な債権管理ができるよう、これまで以上に徴収方法の工夫や改善を図られたい。	1 改善に向けた考え方 効果的かつ効率的な債権徴収を実現するためには、新規の未納案件を増やさないことと、滞納額の圧縮を図ることが必要である。このため、「道路占用料債権管理マニュアル」の内容を改めて各事務所に周知徹底し、また、債権管理ヒアリングにおいて状況を把握することで、徴収方法について工夫・改善していくこととした。 2 具体的な取組及びその結果 新規の未納案件を増やさないためには、毎年度の占用料の納付期限（4月30日）を迎える前に、債権管理に携わる職員が適切な実施方法を理解していることが必要である。そこで、毎年4月に実施している研修（道路管理基礎科）において、平成29年度より新たに債権管理に関するメニューを追加し、初めて道路管理に従事する職員へマニュアル内容の周知を図った。 また、同じく4月に実施している占用担当課長代理会において、未納案件をなくすための対応方針を明確にした上で対応するよう周知した。 その上で、6月及び12月に各建設事務所と債権管理ヒアリングを実施し、個々の未納案件に対する対応方針やスケジュールを定め、マニュアルに従って計画的な催告や各種調査を実施することで、未納案件が解消するよう努めた。 この結果、29年度決算における収入未済額は、27年度決算額の52%まで圧縮することができた。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-1(347)	河川占用料徴収における適切な債権管理の運用体制について	建設局は、河川占用料について、債権管理を適切に実施し、もって効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行できるよう「河川流水占用料等徴収事務の手引」を策定しているが、交渉記録簿への記録が適切になされていない案件及び許可の更新漏れにより滞納が発生した案件が検出された。これらの案件は、建設局自らが債権徴収をより困難にしているものであり、適切な債権管理の観点から早急に改善すべき、もしくは二度と発生させてはならないものである。したがって、建設局は、同様の案件が発生しないように、自ら策定したマニュアル等の遵守を徹底させ、二重チェック体制を強化するなど、効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行し、もってこれまで以上に適切な債権管理ができる運用体制を構築されたい。	適切な債権管理ができるよう、以下のとおり、通知や研修を通じた周知徹底を図り、再発防止に努めていく。 ・占用許可の更新時期である平成29年3月に区・建設事務所・支庁あてに、許可更新時の二重チェック及び滞納者との折衝記録作成の徹底を図るように通知した。 ・河川管理事務にはじめて従事する職員に対しては、平成29年10月に区職員、平成30年5月に都職員に対する河川管理研修において、本件指摘を基に、債権管理の重要性についてあらためて周知徹底を図った。 ・過年度の収入未済案件がある部署については、未納者との折衝や債権管理の状況についてヒアリングを実施するとともに、交渉記録簿が適切に作成されていることを確認した。 ・平成29年10月に実施した占用許可更新に係る河川占用物件管理システム操作説明会において、更新漏れが発生しないよう適切に手続を行うよう周知した。 ・今後も引き続き、適切な債権管理について周知徹底していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-2(350)	道路占用料の徴収方法等の見直しについて	建設局は、道路占用関連事務に当たっては、①地道な催告等を行うこと、②納付の意思のある者に対して占用許可の更新を行うことにより、納付者の意識を高め、将来の適正な占用申請に繋がり、もって不法占用物件の発生を未然防止できるとの考えの下、道路占用料の徴収事務を行っている。また、このような考えに加えて、道路法の規定による他の占用料との差異、国等との均衡を失うことによる不公平感の増長及び納付・申請意欲の阻害による不法占用物件発生防止を目的として、自主納付を行う滞納者に対しては延滞金を課していない。しかしながら、このような対応は費用対効果の観点から疑問が生じるとともに適正な道路占有者と公平性が保たれているかは疑問が生じる。長期間滞納者であっても自主納付を行う者は延滞金免除される運用となっていることは、延滞金が課される他の占用料制度の取扱いと不整合であり、不公平感を増長している可能性がある。したがって、建設局は公平性等の観点から、道路占用料に係る債権徴収方法、占用許可の取消・更新や延滞金の課し方を含め、道路占用料の公平性を意識した運用方法を検討されたい。	道路を常時良好な状態に保つという道路管理者の責務と徴収者としての立場を比較衡量しながら、道路占用料の徴収方法の公平性について以下のとおり整理・検討を行った。 1 検討内容 (1) 分納により納付意思があるが長期滞納となっている占有者の許可の取消しを行うこと 上記道路管理者の責務を果たすために、適正に道路占用許可申請が行われそれを許可し不法占用の防止につなげていくという観点から、適正に許可申請を行っている他の占有者との公平性を重視する必要がある。許可を取り消すことによる影響に鑑みると、許可を継続する取扱いの方が道路管理上効果的である。 (2) 自主納付の意思がある占有者に対し延滞金を課して占用料を徴収すること 延滞金については、道路法等の規定に基づき、督促後納付がなく強制徴収手続による場合においては徴収している。しかし、道路法の規定によりその占用料に先立って徴収する必要があるため、占用料自体を納付することが困難となる。道路占用制度に対する都民の理解を得るため、自主納付の意思はあるがやむを得ない理由により分割納付で滞納が継続している場合には、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例の規定を適用し延滞金を免除するという取扱いをすることで、適正な道路占用の確保と未納債権の回収率の向上を実現することができる。なお、現在滞納が継続しており延滞金を免除している占用物件は3件のみである(年間占用許可件数は3万5,000件程度)。 2 検討結果を踏まえた取組 上記検討結果のとおり、道路占用制度に対する都民の理解を深めるため、適正に道路占用許可申請がなされその許可を行い不法占用の防止につなげるという観点での公平性を意識した運用方法を実施していくこととする。また、占用物件の小型化又は撤去を促して占用料の低減化に繋げることにより、上記道路管理者の責務と徴収者としての立場のいずれも改善することができた事例があることから、この取組も継続して実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-3 (353)	霊園管理料の滞納者への催告の見直しについて	収入未済の霊園管理料については、東京都債権管理マニュアル、霊園債権管理マニュアルに基づき、滞納者への催告が実施されている。しかしながら、その中には形式的な催告にとどまり、滞納者に支払を仕向けるような催告が行われていない場合がある。建設局及び都立霊園の指定管理者である公園協会は、正しく霊園管理料を納付している都立霊園利用者との公平性の観点から、より実効性のある催告を行うことによって、霊園管理料の収入未済件数・金額の削減を推進されたい。	収入未済が発生している原因を整理した結果に基づき、平成29年度から以下の対策を行っていくこととした。 1 収入未済を未然に防止するため、口座振替制度の利用拡大を積極的に行っている。なお既に平成29年度から、納入通知書発送時の案内同封に加え、新規使用手続及び承継手続の際の対面での説明により、積極的に利用拡大に取り組んでいる。 2 長期の滞納者に対しては、臨戸を積極的に実施していく。なお平成29年度には年度当初に臨戸する対象者の抽出を行い、事前に住民票等で住所地を特定した上で臨戸を実施しており、今後も継続実施する。 3 霊園管理料の滞納が新たに発生した場合には、使用者の状況を早急に把握する必要があるため、督促・催告書が返送されてきた場合等に、使用者の戸籍調査等を行っていく。なお、そのための実施方策について、今後検討していく。	改善済
意見	7-4 (354)	霊園管理料の収納方法の見直しについて	霊園管理料は、納入通知書及び口座振替により収納されている。ここで、霊園管理料は少額かつ対象者が非常に多いという特徴を有することから、管理料徴収事務の効率化及び収納未済の減少を図るとともに、納付者の利便性の観点からも、口座振替制度の利用拡大、複数年前払制度の採用など管理料の収納方法の多様化を検討されたい。	毎年6月に発送する霊園管理料の納入通知書について、平成29年度からマルチペイメント対応の納入通知書を発送している。 また、口座振替制度について、納入通知書発送時の案内同封に加え、新規使用手続及び承継手続の際に対面でも説明を行い、加えて使用者からの意見、問い合わせ電話があった際にも、時宜を得た案内を積極的に行っている。 以上の取組により、支払手段の多様化及び口座振替制度の利用拡大に努めた。 なお、複数年前払制度の導入については、「大都市公営葬務事業協議会(※)」において、複数年前払い制度について、質問事項として提出し、各都市の取組を調査した。その結果も参考にしつつ、制度を採用した場合の影響について検証し、課題を整理した。 ※ 政令指定都市20市及び市が構成され、公営葬務行政面における共通の問題につき、連絡、研究及び改善向上を図りその円滑なる運営を期することを目的として毎年開催されている。平成29年度は10月19、20日に開催された。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-2 (358)	用地取得に伴う折衝記録作成の徹底について	用地取得の際には、担当者は「用地取得に伴う折衝記録様式の改正及び記録の徹底について(通知)」に基づいて、その折衝記録の作成が義務付けられている。しかし、現場視察において平成15～27年度の折衝期間のうち折衝記録がない期間が連続して約5年間もあることが判明した(いずれも平成17年度から平成24年度に集中している)。折衝記録は用地折衝の詳細や進行の管理簿となるとともに、人事異動時の引継ぎ文書、取用・裁判等の資料、「記録」を整理するための「記録」等、その意義が極めて大きいことから、建設局は、用地取得に伴う折衝記録について、長期化している案件は時候の挨拶も含め適時かつ適切に作成されるよう、指導監督を徹底されたい。	折衝記録の徹底については、既発出の通知に加えて、平成30年1月に改めて局内関係部署へ「時候の挨拶のみの場合も記録に記載する等適時かつ適切に作成する」旨の通知を発出し、用地担当課長会で周知するなど、指導監督を徹底している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-5 (366)	移転資金貸付運用基準の見直しについて	<p>都は、各種政策を進めるに当たって用地を取得する場合、用地提供者の新たな居住地への移転及び生活再建支援のために「貸付金制度」、「代替地制度」及び「公営住宅あつせん制度」を設けているが、この貸付金については、平成27年度末の残高が17億円あり、このうち約4割が滞納となっている。</p> <p>「移転資金貸付運用基準」によれば、償還が可能な年数の判定に際して、基本的には申込時の年収を用いているが、「対象者が希望するとき」は直近3年程度の平均年収や、定年退職後の収入変動を加味した最大20年までの平均年収を用いることも可能としている。</p> <p>しかしながら、本来この判定は本人の希望の有無に左右されるべき問題ではなく、建設局が保守的に検討することが必要である。また、資力以上の貸付を行い滞納が発生する状況は、結果的に本人の生活再建を阻害することとなり、貸付金制度本来の目的に反することになりかねない。</p> <p>したがって、建設局は滞納額が増大しないように督促を適時適切に行うことはもちろんのこと、滞納が発生しないように貸付希望者の現在年収のみならず、過去の年収の推移や、今後の定年退職等の収入変動要素を加味するなど、貸付希望者の資力判定をより保守的かつ多角的に行うよう、貸付運用基準を見直されたい。</p>	<p>貸付金制度の更なる適切な運用を行うため、運用基準を平成29年4月1日付で改正した。改正後の運用基準においては、貸付希望者の年収判定について、直近3か年の年収の推移や、定年退職後の収入変動要素を加味するなど、適切な措置を講じている。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-6 (369)	用地事業の「生活再建支援制度」における代替地のうち、その機能が見込まれない土地の有効活用について	<p>建設局では、用地事業の「生活再建支援制度」における代替地として、平成27年度末現在、約170件の用地を保有しているが、その中には代替地としての機能が見込まれない土地6件(190.73㎡、取得価格83,880千円)が含まれている。</p> <p>これらの土地は都道の歩道の一部、旧護岸の一部、私道という現況であるため、建設局はそれぞれ道路・河川管理者へ引き継ぐ、あるいは近隣土地所有者に買取りを求める、といった対応策を実施することが必要であるにもかかわらず、その実施が一部にとどまっている。</p> <p>したがって、建設局は、いずれの土地も現に代替地としての機能が見込まれない以上、個別的な課題を解決し、これらの代替地の早期かつ適切な処理を図られたい。</p>	<p>代替地としての機能が見込まれない土地については、平成29年度から各土地の測量、隣接地の境界確定を実施し、関係部署と調整した上で近隣土地所有者に売却する等、個別課題を解決しながら適切な処理を進めている。</p>	改善済



平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-7 (372)	滞留代替地の有効活用について	<p>建設局では、「事業用代替地の引継等予定箇所の選定方針」を設け、原則として具体的な利用計画がなく取得後の保有年数が20年を超えた箇所を財務局等へ引き継ぎ、資産の有効活用を図ることとしているが、建設局は、平成25年度末に、保有年数が20年超となった代替地のうち、22件を今後代替地として活用するとして財務局等への引継対象から除外している。</p> <p>しかしながら、この引継対象から除外されたもののうち、平成27年度末までに実際に譲渡に至ったケースは合計2件（1相手先）にすぎない。また、直近5年間（平成23年度から平成27年度）における、関係人への代替地譲渡実績51件についてその96%が、供用開始後20年内の土地を選択している実態もある。</p> <p>したがって、供用開始後20年超の代替地は今後も関係人から選択されない可能性が高く、しかも管理コストも相当に必要となるため、建設局は、代替地利用計画を厳格に今一度精査し、具体的な利用計画がない場合には、全庁的な資産の有効活用観点から財務局等への引継ぎを推進されたい。</p>	<p>平成28年度末に精査した結果、財務局への引継ぎ対象とした3件の土地については、平成30年度から順次財務局に引継ぎを行っていく予定であり、今後、具体的な事務手続について関係部署と調整しながら適正に行っていく。</p> <p>なお今後も、保有代替地について定期的に見直しを行い、事業に資する見込みのないと想定される箇所は、財務局に引継ぎ有効活用を図るものとする。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-8 (390)	八重洲駐車場等5駐車場の今後の在り方について	<p>都は、道路交通の円滑化に資するため、道路資産を活用した都営駐車場6場を設置し、管理運営を行っている。</p> <p>このうち、昭和通り沿いにある八重洲、日本橋、宝町、新京橋、東銀座の5駐車場（以下、「八重洲駐車場等5駐車場」という。）は、昭和30年代に道路建設に併せて整備され、開設から50年以上が経過し老朽化が進行しているため、今後、大規模改修等が必要となる。</p> <p>しかしながら、これら駐車場を整備した時と比べると都の登録自動車数は著しく増加したものの、平成に入ってからはその増加も減少に転じ、道路整備保全公社による「路上駐車実態調査」をみると、ここ数年は銀座駅・日本橋駅周辺で民間駐車場を含む駐車場はピーク時でも供給過多の状況にある。</p> <p>一方、八重洲駐車場等5駐車場の利用実績もここ数年は大きな変化がなく推移し、駐車場スペース1台当たり利用可能時間に対する平成27年度（平均）利用実績は最高水準である東銀座で10時間強、最低水準である日本橋で5時間弱の状況にある。</p> <p>八重洲駐車場等5駐車場では、今後大規模改修等が予定されているが、駐車場を取り巻く諸環境の変化があることから、可能な限り大規模改修を実施する前に、中長期的な有効性・効率性の観点で、規模の縮小、PFI等を含めた今後の在り方を十分に検討されたい。</p> <p>その際には、駐車場政策を担う関係部署と建設局が協働して取り組み、その結果を都民一般に開示されたい。</p>	<p>八重洲駐車場等5駐車場は、平成29年3月に一義的に駐車施策を担う中央区が策定した駐車場整備計画において、都営駐車場をはじめとした都市計画駐車場は「既存駐車施設」として地域にとって有効活用していくべき施設と位置付けられた。</p> <p>また中央区は駐車場整備計画の方針を達成するため、町会等地元の代表者、学識経験者や中央区、東京都（都市整備局・建設局）、警視庁等の行政機関で構成する「地域ルール策定協議会」により「地域ルール」を、「地域ルール運営委員会」により「地域ルール運用マニュアル」をまとめた。地域に誇り合意形成されたことで、その必要性が明確化された。</p> <p>これらの中で、附置義務駐車施設の附置整備基準を独自に定める等しており、今後、需給バランスの乖離の削減が実現する予定である。</p> <p>よって平成30年3月に策定した今後のあり方を検討した報告書である「八重洲駐車場等5駐車場の在り方に関する検討」では、中央区の整備計画や地域ルール等の方針を踏まえ、大規模改修の早期実施の必要性や駐車場の利用実態、現行の指定管理者制度とPFIとの経済効率性等検討を行い、現行の管理運営制度を継続していくことが妥当としている。</p> <p>なお、平成30年3月に建設局ホームページにて本報告書を公表した。</p>	改善済